

(2) 集落公民館耐震診断、設計、改修に係る補助制度 について

旧耐震基準の昭和56年5月31日以前に建築された住宅は、耐震性が不足している恐れがあり、阪神・淡路大震災や熊本地震では、大きな被害が発生しました。

町では、公民館を地震時の避難所として利用される場合に、耐震診断・耐震補強設計・耐震改修等工事に係る費用の一部を助成しています。

補助の対象となる集落公民館

昭和56年5月31日以前に建築された公民館

1) 耐震診断への町の支援(一般診断法の場合)

木造建築物の耐震性を診断する耐震診断技術者を派遣します。
技術者の派遣費用・耐震診断費用は、町が全額負担します。

2) 耐震補強設計への助成額

設計費用の4/5以内。 上限19万2千円。

3) 耐震改修への助成額

耐震改修工事費の4/5以内。 上限300万円。

例) 工事費用が300万円の場合、240万円の補助となります。

【問い合わせ先】

総務課 担当 : 山岡範泰

電話: 68-31111 FAX: 68-3866

Mail: yamaokan@houki-town. Jp